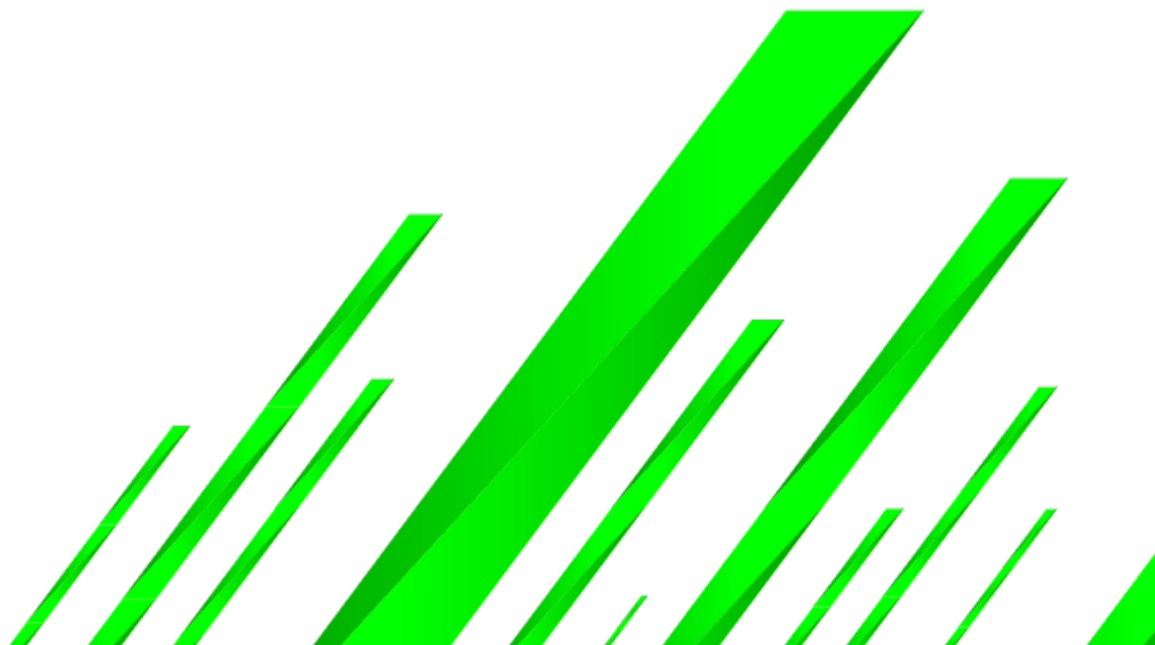


GX-ETSにおける 「その他の適格カーボン・クレジット」の 申請等手続マニュアル

2024年4月

GXリーグ事務局



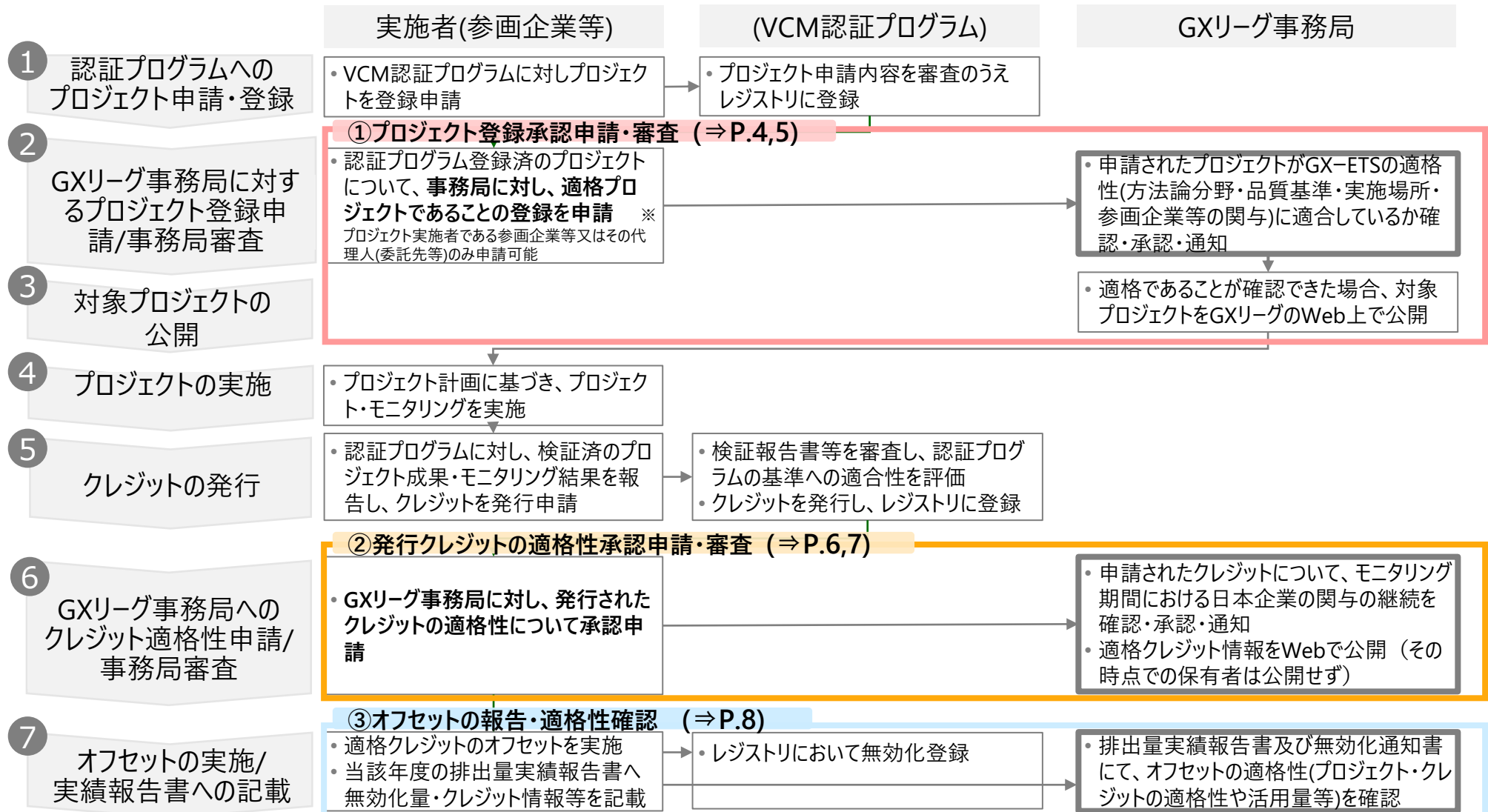
目次

- 申請フロー・手続き

- Q&A

GX-ETSにおける「その他の適格カーボン・クレジット」の申請・登録・無効化の流れ

■ GX-ETS適格クレジットに係る申請等手続フローは以下のとおり（今後新規プロジェクトを登録・実施する場合の例）



認証プログラム登録済のプロジェクトについて、GXリーグ事務局へ登録申請を行う

提出物・方法・期限等

提出者	<ul style="list-style-type: none"> □ プロジェクト実施者であるGXリーグ参画企業等 <ul style="list-style-type: none"> ※同一プロジェクトについて、複数のGXリーグ参加企業等が実施者である場合には、代表者1社により申請をお願いします 	<ul style="list-style-type: none"> □ 「その他の適格カーボン・クレジットに係るプロジェクト登録申請書」をメールにてGXリーグ事務局へ提出 <ul style="list-style-type: none"> 【宛先】 gx-league_carbon-credit_application-ext@nri.co.jp 【件名】 適格カーボン・クレジットに関する承認申請_企業名
提出資料	<ul style="list-style-type: none"> □ <u>その他の適格カーボン・クレジットに係るプロジェクト登録申請書</u> <ul style="list-style-type: none"> ※GXリーグWebサイトに掲載。様式中に記載例があります □ プロジェクト計画書（認証プログラムに提出したもの） □ 履歴事項全部証明書（取得後3か月以内のもの） □ 認証プログラムが品質要件を満たすことを示す書類 <ul style="list-style-type: none"> ※資料のイメージについては「よくある質問」もご参照ください □ 「GXリーグ参画企業等の関与」を証明する以下の書類 <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>プロジェクト計画書の初回登録時の株主構成・出資比率を証明する文書</u> 又は ・ <u>GXリーグ参画企業等が20%出資相当の関与を行っていることが分かる出資関係図及びそれを証明する文書</u> 若しくは ・ <u>「我が国の環境と経済の好循環」に寄与する技術・ソリューション（技術等）を提供することを証明する文書</u> <p>※プロジェクト登録申請時点では「GXリーグ参画企業等の関与」がなく、クレジットの初回発行時までに「関与」の要件を満たすことが予定されている場合、当該事項に関する説明書を提出（様式任意）</p> <p style="text-align: center;">※<u>下線</u>は申請者が新たに作成又は記入する必要のある書類</p>	提出方法 <ul style="list-style-type: none"> □ その他添付書類はcrossnoteで提出 <ul style="list-style-type: none"> ・ 全ての添付資料を1つのZipファイルに集約ください ・ Zipファイル名：00_適格CC承認申請_企業名 ・ Zipファイル内の添付資料名は以下のとおり設定ください ・ 添付資料名：(資料名)_企業名 ※Crossnoteでの提出が困難な事情がある場合、事務局まで個別にお問合せください 提出期限 <ul style="list-style-type: none"> □ 算定年度の「報告期間」で無効化を行う場合 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 最遅で当該年度の11月末（発行クレジット適格性承認申請と同時の場合） □ 算定年度の「精算期間」で無効化を行う場合 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 最遅で翌年の8月末（発行クレジット適格性承認申請と同時の場合） その他 <ul style="list-style-type: none"> □ プロジェクトの適格性や提出物等に関し、個別のご質問・ご相談がある場合は事務局までお問合せください。 <ul style="list-style-type: none"> 【宛先】 gx-league_carbon-credit_application-ext@nri.co.jp 【件名】 適格カーボン・クレジットに関する問合せ_企業名

GXリーグ事務局において申請内容を確認のうえ、承認・通知並びにWeb掲載を行う

申請書提出後の流れ

資料受領・ 確認連絡

- メールにて「プロジェクト登録申請書」を受領後、事務局においてcrossnoteにて添付資料が提出されていることを確認します
- すべての提出物が揃っていることが確認できた場合、事務局より受領確認のご連絡をいたします

申請内容の 審査

- 事務局にて申請事項の確認・審査を行います
- 提出資料の内容の不備や、記載事項に係る不明点がある場合には、個別にご連絡をいたします。
(メールでのご連絡に加え、内容に応じオンライン面談を設定させていただく場合があります)
- 確認・審査期間は2ヶ月程度を想定していますが、参画企業からの申請状況等に応じそれ以上の期間を要する場合がございます

承認通知

- 上記審査にて全ての要件を満たしていることが確認できた場合、事務局より申請企業宛てに承認通知をお送りします。

Webサイトへ の掲載

- 承認通知の翌月を目途に、登録プロジェクトの概要をWebサイトへ掲載します。
(掲載事項は右を参照)

Webサイト掲載事項

- 原則としてすべての登録プロジェクトについて、以下の事項をWebサイトに掲載いたします。

ステータス: プロジェクト登録承認済み

年 月 日 時点

GXリーグ適格プロジェクト番号	(事務局記入)			
プロジェクト名				
認証プログラム名				
プロジェクトID				
方法論				
プロジェクト実施者 (代表社)				
プロジェクト実施者 (その他)				
認証プログラムにおける プロジェクト登録日	yyyy/mm/dd			
GXリーグ事務局による プロジェクト登録承認日	(事務局記入)			
	発行年月	適格クレジット量	適格シリアル番号	事務局承認日
適格承認済みクレジット				
発行年月・発行量・ 事務局承認日				

※上記は掲載日時点での情報です。最新の状況等はプロジェクト実施者にご確認ください。

発行されたクレジットの適格性について、GXリーグ事務局へ承認申請を行う

提出物・方法・期限等

提出者

- プロジェクト登録申請者と同一のGXリーグ参画企業

提出資料

- その他の適格カーボン・クレジットに係る発行クレジットの適格性承認申請書
 - ※プロジェクト登録申請書と同一ファイルに様式があります
 - ※ 様式中に記載例があります
- モニタリング・検証報告書（認証プログラムに提出したもの）
- クレジット発行の対象期間・発行量・シリアル番号等が記載された、認証プログラムが発行した証明書
- 「GXリーグ参画企業等の継続的な関与」を証明する以下の書類
 - プロジェクトの所有権/出資比率や、個別技術・設備・ソリューションの継続的な提供を証明できる最新の文書
又は
 - クレジットの初回発行時点までにGXリーグ参画企業等が関与していたことを証明する文書

※下線は申請者が新たに作成又は記入する必要のある書類

提出方法

- 「その他の適格カーボン・クレジットに係る発行クレジットの適格性承認申請書」をメールにてGXリーグ事務局へ提出
【宛先】 gx-league_carbon-credit_application-ext@nri.co.jp
【件名】 適格カーボン・クレジットに関する承認申請_企業名
 - その他添付書類はcrossnoteで提出
 - 全ての添付資料を1つのZipファイルに集約ください
 - Zipファイル名：00_適格CC承認申請_企業名
 - Zipファイル内の添付資料名は以下のとおり設定ください
 - 添付資料名：(資料名)_企業名
- ※Crossnoteでの提出が困難な事情がある場合、事務局まで個別にお問合せください

提出期限

- X報告年度の「報告期間」で無効化を行う場合
 - 最遅でX+1年1月末
- X報告年度の「清算期間」で無効化を行う場合
 - 最遅でX+1年10月末

その他

- 発行クレジットの適格性や提出物等に関し、個別のご質問・ご相談がある場合は事務局までお問合せください。
【宛先】 gx-league_carbon-credit_application-ext@nri.co.jp
【件名】 適格カーボン・クレジットに関する問合せ_企業名

GXリーグ事務局において申請内容を確認のうえ、承認・通知並びにWeb掲載を行う

申請書提出後の流れ

資料受領・ 確認連絡

- メールにて「発行クレジットの適格性承認申請書」を受領後、事務局においてcrossnoteにて添付資料が提出されていることを確認します
- すべての提出物が揃っていることが確認できた場合、事務局より受領確認のご連絡をいたします

申請内容の 審査

- 事務局にて申請事項の確認・審査を行います
- 提出資料の内容の不備や、記載事項に係る不明点がある場合には、個別にご連絡をいたします。
(メールでのご連絡に加え、内容に応じオンライン面談を設定させていただく場合があります)
- 確認・審査期間は2ヶ月程度を想定していますが、参画企業からの申請状況等に応じそれ以上の期間を要する場合がございます

承認通知

- 審査にて全ての要件を満たしていることが確認できた場合、事務局より申請企業宛てに承認通知をお送りします。

Webサイトへ の掲載

- 承認通知の翌月を目途に、発行クレジットの情報をWebサイトへ追記します
(掲載事項は右を参照)

Webサイト掲載事項

- 原則としてすべての適格クレジットについて、以下の事項をWebサイトに掲載いたします。

ステータス：発行クレジットの適格性承認済み		年 月 日 時点		
GXリーグ適格プロジェクト番号				
プロジェクト名				
認証プログラム名				
プロジェクトID				
方法論				
プロジェクト実施者 (代表社)				
プロジェクト実施者 (その他)				
認証プログラムにおける プロジェクト登録日				
GXリーグ事務局による プロジェクト登録承認日				
	発行年月	適格クレジット量	適格シリアル番号	事務局承認日
適格承認済みクレジット				
発行年月・発行量・ 事務局承認日				

※上記は掲載日時点での情報です。最新の状況等はプロジェクト実施者にご確認ください。

「その他の適格カーボン・クレジット」の無効化については、 無効化を行う代表参画企業が様式5の「SAシート」で報告する

提出者・提出物等

提出者	<ul style="list-style-type: none"> □ 「その他の適格カーボン・クレジット」の無効化量を報告する企業
提出物	<ul style="list-style-type: none"> □ 様式5「排出量実績報告書」（SAシートに無効化情報を記載） □ 認証プログラム発行の無効化通知書
事務局確認	<ul style="list-style-type: none"> □ GXリーグ事務局にて以下事項の確認を行います <ul style="list-style-type: none"> ・ 様式5における無効化量と、認証プログラムが発行する無効化通知書の数量が一致していること ・ 無効化通知書に記載の「企業名」が、代表参画企業又は当該企業の階層2に含まれる企業名であること ・ 事務局が事前に承認済のプロジェクト・クレジットであること ・ 無効化量が排出量の5%以内であること <p>※ 精算期間におけるシステム上での無効化量の報告方法等については改めてご案内いたします。</p>

様式5記載イメージ


(Sheet A) 階層2 - 適格カーボン・クレジット／非化石証書情報


階層2 法人名	階層2 法人番号	排出の種類	適格カーボン・クレジット 非化石証書の種類	クレジットの分類
GXL株式会社	111111111111	直接	その他適格クレジット	適格クレジット等

移転/無効化	移転日又は無効化した日	認証・識別番号	無効化量	
	年月日		(量)	(単位)
無効化	2024/10/31	XXXXX	500	tCO2e

GXリーグ適格プロジェクト番号(Webに掲載)を記載

無効化通知書例（VCSの例）





**Certificate of Verified
Carbon Unit (VCU) Retirement**

Verra, in its capacity as administrator of the Verra Registry, does hereby certify that 無効化日・量 Verified Carbon Units (VCUs) were retired on behalf of:

無効化企業名

Project name: プロジェクト名

VCU serial number: シリアル番号

Additional Certifications:
Gold

Additional details on this retirement can be found on the Verra Registry.

目次

- 申請フロー・手続き

- **Q&A**

その他の適格カーボン・クレジットに関するQ&A – 制度全般について–

ご質問	ご回答
GXリーグで適格とされるクレジット制度は、事務局で新たな認証制度を設けるものか。	事務局として新たにボランタリーカーボンクレジットの発行プログラムを設けるものではありません。国内外における既存の認証プログラム・方法論により発行されたクレジットのうち、「GX-ETSにおける適格カーボン・クレジットの活用に関するガイドライン」における要件を満たすものが適格となります。
「その他の適格カーボン・クレジット」を温対法や省エネ法での報告にも活用することは可能か。	省エネ法・温対法等のGX-ETS以外の公的制度における活用は認められません。
「その他の適格カーボン・クレジット」に関する要件はフェーズ2においても引き続き適用されるか。	「GXリーグ算定・モニタリング・報告ガイドライン」及び「GX-ETSにおける適格カーボン・クレジットの活用に関するガイドライン」において示している「その他の適格カーボン・クレジット」に関する要件は、フェーズ1期間（2023年度から2025年度）に限定したものであり、フェーズ2におけるカーボンクレジットの取扱いは現時点で未定です。
「その他の適格カーボン・クレジット」が、J-クレジットのように取引所等における取引を行うことは予定しているか。	ボランタリークレジットの取引所の設置は、民間事業者の判断において実施されるものであり、経済産業省及びGXリーグ事務局として、「その他の適格カーボン・クレジット」の取引所の設置等は検討しておりません。
パリ協定における相当調整済のクレジットは「その他の適格カーボン・クレジット」となるか。	パリ協定6条に基づく相当調整済みであることをもって、「その他の適格カーボン・クレジット」とはいたしません。

その他の適格カーボン・クレジットに関するQ&A – プロジェクト実施者について–

ご質問	ご回答
<p>「GXリーグ参画企業等の関与」の要件に関して、「GXリーグ参画企業等がプロジェクト全体の20%以上の出資をすることに相当する関与を行っていること」とは具体的にどのような意味か。</p>	<p>GXリーグ参画企業等が海外の事業体等を通じて間接的にプロジェクトに出資している場合には、当該プロジェクトに対し実質的に20%以上の出資を行うことを求めています。 例えば、GXリーグ参画企業等が、プロジェクトへ出資を行う海外の事業体に対して51%を出資している場合においては、当該海外の事業体がプロジェクトに対し40%以上の出資を行っていることが必要となります。 (GXリーグ参画企業の関与 = $51\% \times 40\% \doteq 20\%$)</p>
<p>「GXリーグ参画企業等」の要件に関して、複数のGXリーグ参画企業の海外子会社が51%以上を出資する事業体は「GXリーグ参画企業等」とみなされるか。 (例：GXリーグ参画企業A, B, C社それぞれの100%海外子会社であるA', B', C'社が、合計で51%を出資している場合)</p>	<p>複数のGXリーグ参画企業の出資比率の合計値で要件を満たしているかを判断いたします。 左記で提示された事例は要件を満たしています。</p>
<p>上記ケースにおいて、当該海外子会社がいずれもGXリーグ参画企業の80%出資(残りは非参画企業)の場合、事業体に対し約64% (=51%/0.8)の出資が必要となるか。</p>	<p>ご認識のとおりです。</p>
<p>ファンド等を通じた間接出資も対象となるか</p>	<p>ファンドを通じた間接的な出資は対象外となります</p>
<p>「関与」の要件に関して、「参画企業等の技術・ソリューションの提供により、我が国への環境と経済の好循環への寄与が認められること」は、具体的にどのような事例を想定しているか。</p>	<p>プロジェクトにおいては、DACCSのプラントやバイオマス燃焼設備をはじめ、O&MやMRV段階においても様々な技術・ソリューション等(技術等)が活用されることが想定されます。海外プロジェクトでの活用を通じて、こうした技術等や運用ノウハウを日本企業が獲得することで、将来的な日本企業の競争力を高め新たな市場獲得につながる可能性があるものと認められるものを想定しています。 プロジェクトごとの個別判断となりますので、プロジェクトの登録申請に先立ち、事務局にご相談いただければと思います。</p>

その他の適格カーボン・クレジットに関するQ&A – 対象となる方法論について– 1/2

ご質問	ご回答
<p>将来の我が国NDCへの貢献の可能性が期待される方法論分野について、要件に示す4分野に選定した理由を教えてください</p>	<p>「GX-ETSにおける適格カーボン・クレジットの活用に関するガイドライン」のP.2及びP.9にてお示しのとおり、炭素吸収・炭素除去系の活動をはじめ、「技術やモニタリング手法が未確立である等の理由から、本WGでの議論時点で我が国のインベントリに反映されていない方法論（今後NDC達成が期待されるもの）」のうち、政府の審議会・検討会において、将来的な重要性について議論が行われているものを選定しています。</p>
<p>フェーズ1期間中において、方法論の分野が追加される可能性はあるか</p>	<p>対象となる方法論分野（今後インベントリへの反映等を通じてNDCへの貢献が期待されるもの）については、今後の技術開発動向や政府における議論状況等を踏まえ、見直しが行われる可能性があります。</p>
<p>方法論の分野や品質に関する要件を満たしている場合は、海外政府が運営するクレジット制度におけるクレジットも適格となるか</p>	<p>海外政府が運営する制度によるクレジットは対象となりません。</p>
<p>フェーズ1期間中にJ-クレジットにおいてDACCSなどの方法論が策定された場合はどのような取扱いとなるか</p>	<p>フェーズ1期間中に国内認証プログラムにおいて方法論が策定された場合、その時点から1年以内に認証プログラムに対してプロジェクト登録申請が行われた案件については、要件を満たすと判断いたします。（「プロジェクト登録申請」の詳細についてはP.14もご参照ください）</p>
<p>クレジットの品質に関し、どのような品質基準を満たせば適格であると認められるか</p>	<p>持続性や無害性等の環境十全性について国際的にボランタリーカーボンクレジットにおいて求められる基準を満たしているかを判断いたします。例えば、クレジットの品質に関する国際スタンダードである国際民間航空機関（ICAO）の「CORSIA Eligible Emissions Units」や、ICVCMの「The CCP label」として認められた方法論・プロジェクトについてはその基準を満たしていると考えられます。</p>
<p>クレジットのピンテージに関する要件はあるか</p>	<p>算定ガイドライン及び「GX-ETSにおける適格カーボン・クレジットの活用に関するガイドライン」においてお示ししている「その他の適格カーボン・クレジット」に関する要件を満たす限りは、クレジットの発行年は問いません。</p>

その他の適格カーボン・クレジットに関するQ&A – 対象となる方法論について– 2/2

ご質問	ご回答
ブルーカーボンに関し、マングローブの保全・再生等に係るプロジェクトは適格となるか	ブルーカーボンのうち、マングローブによる吸収量は2024年4月時点で我が国におけるインベントリの算定対象となっていることから、「その他の適格カーボン・クレジット」の対象外となります
自治体の運営するブルーカーボンプロジェクト由来のクレジットは適格となるか	「クレジットの品質」に関し、「プログラムの運営に日本国政府が関与していること※」を要件としていることから、ご質問のプログラムは適格となりません。 ※国の官公庁及びこれに類する機関（独立行政法人や国立研究開発法人等）が主たる運営者であることや、方法論の策定に国が関与していることなどを想定
DACCS, BECCSについて、具体的にどのような活動が対象となるか。	「GX-ETSにおける適格カーボン・クレジットの活用に関するガイドライン」においてお示しのとおり、DACCS・BECCSに関しては、以下の取扱いを想定しています。 ・分離・回収段階においては大気中CO ₂ の直接回収(DAC) 及びバイオマス由来CO ₂ 回収 (BEC) のみを対象とする。 ・輸送・貯留方法については、各方法論の要件を満たす限りは特段の限定を行わない。
CCUについて、具体的にどのような活動が対象となるか。	「GX-ETSにおける適格カーボン・クレジットの活用に関するガイドライン」においてお示しのとおり、CCUに関しては、各方法論の要件及び品質に関する要件を満たす限りは、活動内容（カーボンリサイクル製品の分野等）について特段の限定は行いません。
CCSに関してはDACCS・BECCSのみが適格（それ以外の排出源からのCO ₂ 回収は対象外）となっているが、当該適格性の要件は「その他の適格カーボン・クレジット」に限ったものであり、温対法やGX-ETSにおけるCO ₂ の回収に係る要件とは異なるとの理解でよいか	ご理解のとおりです。

その他の適格カーボン・クレジットに関するQ&A – 実施場所、活用上限/状況変更時の取扱いについて–

ご質問	ご回答
フェーズ1 期間中においてJCMパートナー国が拡大した場合、当該パートナー国におけるプロジェクトはどのような取扱いとなるか	フェーズ1期間中にJCMパートナー国が拡大した場合、その時点から1年以内に認証プログラムに対してプロジェクト登録申請が行われた案件については、当該要件を引き続き満たすものとして判断いたします。
「国内外」の要件に関しては、「プロジェクトの実施場所」を指すと理解してよいか	ご理解のとおりです
プロジェクト実施場所が先進国であっても、4分野の方法論が適格とされるか	ご理解のとおりです。 4つの方法論分野に関し「GXリーグ参画企業等による関与」が認められる場合には、当該プロジェクトの実施を通じ技術や運用ノウハウを日本企業が獲得することで、将来的な日本企業の競争力を高め新たな市場獲得につながる可能性があるものとみなし、プロジェクト実施場所が先進国であっても適格としています。
「その他JCMにおける実施が技術的理由により困難であることが認められる場合」とは、具体的にどのような状況を想定しているか	既にJCMの枠組みにおいて方法論が確立されておらず、かつ政府によってJCMの方法論策定に向けた検討（プロジェクト実施のためのガイドライン策定の検討や実現可能性調査の実施等）が行われていない方法論に基づくプロジェクトの実施を企業が行う場合を想定していますが、各プロジェクトの状況に応じて個別に判断いたしますので、事務局にご相談ください。
活用上限となる5%は、各社の目標値未達部分の5%か、検証済み排出量の5%か	検証済み排出量の5%を上限とします。なお、超過削減枠並びに国内クレジット、オフセット・クレジット（J-VÉR）、J-クレジット及びJCMクレジットには活用上限は設定していません。
活用上限となる5%は、各報告年度の排出量又はフェーズ全体の排出量のいずれを対象としているか	各報告年度の検証済み排出量を対象とし、5%を上限とします。 例えば2023年度に排出量の2%、2024年度に排出量の3%に対して「その他の適格カーボン・クレジット」を利用した場合において、2025年度排出量の報告時に2023,24年度の余剰枠分を利用して「その他の適格カーボン・クレジット」により排出量の10%に相当する量のオフセットを行うことは認められません。
フェーズ1期間中に国内方法論策定状況やJCMパートナー国に変更が生じた場合は、「その時点から1年以内にプロジェクト登録申請を行ったものについては、状況変更前の要件を引き続き適用することとする」とのことであるが、当該「プロジェクト登録申請」の定義について詳細に教えてほしい。	「プロジェクト登録申請」に関しては、各認証プログラムに対する「プロジェクトに係る予備レビュー申請」や「プロジェクト説明書ドラフトの提出」など、検証期間等による妥当性確認前の初期段階におけるプロジェクト概要書の提出も含むことを想定しています。 「プロジェクト登録申請」に係る個別事例の取扱いについては、事務局までご相談ください。

その他の適格カーボン・クレジットに関するQ&A – 申請・承認手続きについて– 1/2

ご質問	ご回答
プロジェクト登録申請や発行クレジットの適格性承認申請を行えるのはどの主体となるか	<p>適格カーボンクレジットに関する各種申請を行うことのできる主体は下記となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国内プロジェクトの場合：プロジェクト実施者（代表社） ・海外プロジェクトの場合：プロジェクト実施者であるGXリーグ参画企業又はその代理人 <p>なお、クレジットの利用に関してはいずれのGXリーグ参画企業も行うことができ、利用に係る事前申請は必要ありません。</p> <p>（様式5「排出量実績報告書」の「シートSA」において、「その他の適格カーボン・クレジット」の利用量や識別番号等を入力いただけます。）</p>
プロジェクト登録申請を代理人が行う場合の提出資料について教えてほしい	本マニュアルP.4,6にお示しする書類のほか、代理人への委託を証明する書類（委任状等）を提出いただきます。
実施者や実施場所、方法論等の要件に関し、プロジェクト計画段階からGXリーグ事務局へ事前相談を行うことや、予備審査を実施してもらうことは可能か	各種要件への適合性に関する事前のご相談やお問合せについて承ります。正式な審査プロセスとして、「予備審査」のようなものを設ける予定はありません。
認証プログラムに対しプロジェクト登録申請を行った段階で、GXリーグ事務局にもプロジェクト登録申請が必要となるか。	原則として各認証プログラムにおけるプロジェクト登録後にGXリーグ事務局へ申請をいただきます。提出締切までのスケジュールの観点で前倒しで内容の確認を受けたい場合などは、個別に事務局までご相談ください。
プロジェクト登録申請や発行クレジットの適格性承認申請に対し、事務局による審査期間はどの程度となるか	<p>各2カ月程度を見込んでおります。すなわち、プロジェクト登録申請とクレジットの適格性承認申請を同時に提出いただいた場合には、最長で4ヶ月を要することをお見込みください。</p> <p>また、申込数が多い場合には当初見込みよりも審査完了にかかる時間が長くなる可能性がある点をご留意ください</p>
GXリーグ事務局に承認されたプロジェクトは、全てGXリーグのWebサイトに公表されるか	適格プロジェクトは原則としてすべてGXリーグのWebサイトで公表いたします

その他の適格カーボン・クレジットに関するQ&A – 申請・承認手続きについて– 1/2

ご質問	ご回答
適格とされたクレジットを購入するにはどうすれば良いか	GXリーグWebサイトに掲載された各プロジェクトの概要において、プロジェクト実施者が記載されておりますので、そちらに直接お問い合わせください。 (GXリーグ事務局において斡旋・仲介等を行いません。)
申請時の提出資料について教えてほしい	本マニュアルのP.4, 6にお示しする資料をcrossnote上で提出いただきます。 なお、「例示する資料の提出が困難であり、これに代わるものを提出したい」等の相談がございましたら個別に事務局までご連絡をお願いします。
「認証プログラム及び方法論が品質要件を満たすことを示す書類」は具体的に何を想定しているか	各認証プログラム・方法論が、クレジットの品質に関する国際スタンダード（例えば、ICAOの「CORSIA Eligible Emissions Units」や、ICVCMの「The CCP label」）の認証を取得していることがわかる書類の提出をお願いします。
モニタリング期間の途中で「GXリーグ参画企業等の関与」がなくなった場合、当該期間において発行されたクレジットの適格性はどのような扱いとなるか	<p>【参画企業等の関与がなくなった日が特定できる場合】 当該期間におけるクレジット発行量を、「GXリーグ参画企業等の関与」が認められた日数で按分します。 (例) モニタリング期間（クレジット発行期間）がX年1月1日～12月31日、クレジット発行量が3,000t-CO₂分、GXリーグ参画企業等の関与がなくなった日がX年4月30日の場合 「その他の適格カーボン・クレジット」量 = 3,000t × 120日 / 365日 = 986（小数点以下切捨て）</p> <p>【参画企業等の関与がなくなった日が明確に特定できない場合】 当該期間におけるクレジットは原則不適格となります</p>
無効化通知書に記載のある法人名がプロジェクトに出資する当社の海外子会社であるが、オフセットの適格性は認められるか	原則として、無効化通知書に記載のある法人名（償却実施者）とGXリーグにおいて無効化を行う法人（参画企業及びその組織境界に含む法人等）は同一である必要があります。 償却実施者が参画企業の海外子会社や代理事業者等であることから、上記法人名が同一とならない場合には、当該子会社への出資関係や代理事業者への委託を証明する書類を提出いただきます。
「その他の適格カーボン・クレジット」や森林吸収・バイオ炭由来のクレジット関し、GX-ETSにおいて移転量の報告が不要である理由は何か	その他の適格カーボン・クレジットとして認められる、国内における温室効果ガスの除去・吸収等活動は、現時点でGX-ETSにおける算定・モニタリング・報告の対象活動とされていないことから、移転(※)量の報告による削減価値の足し戻し（いわゆる「オンセット」）は不要です。 ※自らが創出した適格カーボン・クレジットを他者へ移転すること